

1 調査の概要

- (1) 北海道内の小売店舗延べ141店舗（緑茶126店舗、塩干魚介類126店舗）において、緑茶1,645点、塩干魚介類486点の表示状況等について調査を行いました。（表1及び表2参照）

（表1：緑茶の小売店舗数及び調査商品数内訳）

	百貨店	スーパー	食料品専門店	その他	合計
店舗数	0	126	0	0	126
商品数	0	1645	0	0	1645

（表2：塩干魚介類の小売店舗数及び調査商品数内訳）

	百貨店	スーパー	食料品専門店	その他	合計
店舗数	0	115	11	0	126
商品数	0	464	22	0	486

※百貨店

多種類の商品を部門別に分けて陳列し、セルフ・サービスを採用せずに販売する大規模な店舗（いわゆるデパ地下において、セルフ・サービス形式をとっている場合を含む）

※スーパー

・総合スーパー

セルフ・サービス中心の大型チェーン店舗で衣食住全般にわたる商品構成を持つ店舗

・食料品専門スーパー

食料品を主力とするセルフ・サービスのチェーン店舗

※食料品専門店

乾物専門店、青果物店、個人商店

※その他

直売所、道の駅

- (2) 小売店舗調査の結果を踏まえ、不適正な表示があった商品、表示内容に疑義があった商品の表示責任者である製造業者等に対し、遡及調査を行いました。

2 緑茶の調査結果

- (1) 小売店舗調査及び製造業者等調査

- ① 小売店舗における販売及び製造業者等への遡及調査で確認した1,702点について、表示状況及び真正性の確認（送り状、納品書、仕入伝票類）の調査を行ったところ、1,544点（90.7%）については、すべての事項が適正に表示されており、158点（9.3%）については、表示の欠落等の不適正な表示が確認されました。（表3参照）

- ② 平成18年10月2日以降に義務化された原料原産地名の表示状況
1,702点のうち、1,673点(98.3%)が適正な表示(表4参照)
- ③ 小売店舗調査において不適正な表示があった商品、表示内容に疑義があった商品の表示責任者である製造業者等4業者に対し、不適正な表示を行った原因、表示根拠について調査を行いました。

(2) 違反業者への対応

製造業者等の調査の結果、国及び地方自治体が、4業者に対し指導等を行いました。(表5参照)

(表3：緑茶表示状況)

調査事項		商品数
調査した商品全体 (A) = (B) + (C)		1702
すべて適正に表示されていた商品 (B)		1544
不適正な表示が見られた商品 (C) = (D) + (E)		158
表示全欠落の商品 (D)		0
一部欠落、事実と異なる表示又は(及び)表示禁止事項の合った商品 (E)		158
一括表示事項	項目	
	名称	9
	原材料名	15
	原料原産地名	29
	内容量	9
	賞味期限	7
	保存方法	15
	原産国名	0
	製造業者等の氏名又は名称及び住所	0
	加工食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項	0
一括表示以外	特色ある原材料等の強調表示	130
	加工地等の産地表示	0
	遺伝子組換え表示	0
	加工食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項	0

(注) 一つの商品において2つ以上の不適正な表示があった場合、重複して計上しているため、上表の名称等の各項目欄の合計と一部欠落、事実と異なる表示又は(及び)表示禁止事項のあった商品数(E)とは一致しない。

(表 4 : 原料原産地名詳細)

調査した商品全体数 ①=②+③	適正な表示の商品数 ②	不適正な表示の商品数③	
		表示欠落等	事実と異なる内容
1702	1673	29	0

(表 5 : 緑茶指導等件数)

件数	指示	文書	口頭	都道府県への回付			
				指示	文書	口頭	
4	0	2	1	1	0	0	1

3 塩干魚介類の調査結果

(1) 小売店舗調査及び製造業者等調査

① 小売店舗における販売及び製造業者等への遡及調査で確認した504点の表示状況の調査を行ったところ、429点(85.1%)については、すべての事項が適正に表示されており、75点(14.9%)については、表示の欠落等の不適正な表示が確認されました。(表6参照)

② 平成18年10月2日以降に義務化された原料原産地名の表示状況
504点のうち、480点(95.2%)が適正な表示(表7参照)

③ 不適正な表示があった商品、表示内容に疑義があった商品の表示責任者である製造業者等26業者に対し、不適正な表示を行った原因、表示根拠について調査を行いました。

(2) 違反業者への対応

製造業者等の調査の結果、国及び地方自治体が、26業者に対し、指導等を行いました。(表8参照)

(表 6 : 塩干魚介類表示状況)

調査事項		商品数
調査した商品全体 (A) = (B) + (C)		504
すべて適正に表示されていた商品 (B)		429
不適正な表示が見られた商品 (C) = (D) + (E)		75
表示全欠落の商品 (D)		0
一部欠落、事実と異なる表示又は (及び) 表示禁止事項の合った商品 (E)		75
一括表示事項	項目	
	名称	0
	原材料名	44
	原料原産地名	24
	内容量	0
	賞味期限	2
	保存方法	0
	原産国名	0
	製造業者等の氏名又は名称及び住所	7
	一括表示以外	
特色ある原材料等の強調表示	0	
加工地等の産地表示	0	
遺伝子組換え表示	0	
加工食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項	0	

(注) 一つの商品において2つ以上の不適正な表示があった場合、重複して計上しているため、上表の名称等の各項目欄の合計と一部欠落、事実と異なる表示又は (及び) 表示禁止事項のあった商品数 (E) とは一致しない。

(表 7 : 原料原産地名詳細)

調査した商品全体数 ①=②+③	適正な表示の商品数 ②	不適正な表示の商品数③	
		表示欠落等	事実と異なる内容
504	480	17	7

(表 8 : 塩干魚介類指導等件数)

件数	指示	文書	口頭	都道府県への回付			
				指示	文書	口頭	
26	0	6	19	1	0	0	1